

無通帳口座特約（旧中京銀行）

1.（特約の適用・準用等）

- （１）この特約は、旧中京銀行の「無通帳口座」からあいち銀行の「スマート通帳口座」に切替できなかった旧中京銀行の無通帳口座（以下、「無通帳口座」といいます。）に適用される事項を定めます。
- （２）この特約は「総合口座規定」および「普通預金規定」の一部を構成するとともに、同規定と一体として取り扱われるものとします。
- （３）この特約に定めがない事項については「総合口座規定」、「普通預金規定」、「あいぎんキャッシュカード規定」「あいぎんＩＣキャッシュカード特約」「あいぎん Ai ダイレクトご利用規定」「あいぎんアプリご利用規定」など関連する規定（以下、「関連規定」といいます。）により取り扱います。
- （４）この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、「関連規定」に従います。

2.（無通帳口座）

無通帳口座は、通帳を発行しない個人のお客さま専用の普通預金口座（総合口座を含む）（以下、「普通預金口座」といいます。）をいいます。

3.（入出金明細の照会）

無通帳口座の入出金明細は、「あいぎん Ai ダイレクト」または「あいぎんアプリ」等による、電子的方法にてお客さまご自身が照会することとし、定期的なお取引明細は発行しません。

4.（無通帳口座から有通帳口座への切替え）

お客さまは、当行所定の手続きにより無通帳口座を有通帳口座に切替えることができます。

5.（預金の受入れ、払戻し、解約等）

本口座では、原則として店頭窓口でのお取引はできません。ただし、当行が認めた場合は次の取引等が行えるものとします。

- （１）本口座の解約、普通預金の払出しまたは定期預金の解約をする場合は、当行所定の払戻請求書に口座番号、氏名、払戻し金額等を記入のうえ、本口座のキャッシュカードの提示およびテンキーパッドによる暗証番号一致またはお客さま本人を確認できる当行所定の書類の提示、もしくは届出印章の押印により本人確認するものとします。
- （２）本口座に入金する場合は、当行所定の入金票に口座番号、氏名、入金金額を記入のうえ、本口座のキャッシュカードを店頭窓口に提示するものとします。
- （３）前各項の場合のほか、関連規定により通帳の提出が必要な取引を行う場合は、当該関連規定に定める通帳に代えて、本口座のキャッシュカードの提示およびテンキーパッドによる暗証番号一致またはお客さま本人を確認できる当行所定の書類の提示、もしくは届出印章の押印により本人確認するものとします。

6.（総合口座取引の取扱い）

無通帳口座は、当行所定の手続きにより、総合口座の普通預金口座として取り扱うことができます。

7.（規定の変更）

- （１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- （２）前記（１）の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上